

柏崎市高齢者保健福祉計画・
第10期介護保険事業計画・
認知症施策推進計画
策定支援業務委託仕様書

令和7（2025）年7月

新潟県柏崎市福祉保健部介護高齢課

1 業務区分名称

柏崎市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定支援業務（以下、「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする「柏崎市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」（以下「10期計画」という。）を策定することを目的とする。10期計画の策定に当たっては、関連法令、国の通知・指針を踏まえた上で、本市の上位計画である「柏崎市第五次総合計画」をはじめ、本市や新潟県が策定する関連計画との整合を図ること。

3 業務範囲及び委託期間

共通仕様書に記載のとおり

4 計画の期間

柏崎市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画
令和9（2027）年度から令和11（2029）年度まで

5 本計画策定等推進体制

(1) 柏崎市の体制

主管課は、柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係とする。

(2) 附属機関

柏崎市介護保険事業計画の策定及び高齢者福祉の推進のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市介護保険運営協議会（以下、「運営協議会」という。）を設置している。

※柏崎市介護保険運営協議会の委員は20名

(3) アドバイザー

計画策定に係る助言を得るため、アドバイザーを1名配置する。

6 業務の内容

(1) 業務スケジュール（予定）

※●は市への提出予定時期

令和7（2025）年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	調査方法の立案						←→						
2	調査準備							←→					
3	ニーズ調査実施							→	→	→	→	→	→
	データ入力・集計 現計画の検証・評価								→	→	→	→	→
	調査結果の分析・報告								→	→	→	→	●
4	市が行う調査分析の支援実施										→	→	→
	データ入力・集計 現計画の検証・評価											→	→
	調査結果の分析・報告											→	●
5	会議での意見とりまとめ・反映											→	→

令和8（2026）年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
介護保険運営協議会（年5回）				◎		◎		◎		◎		◎	
1	市が行う調査分析の支援実施	→											
	データ入力・集計 現計画の検証・評価	→	→										
	調査結果の分析・報告	→	→	●									
2	会議での意見とりまとめ・反映	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
3	計画骨子案の作成	←	←	←	←	●							
4	先進事例の情報提供・提案	←	←	←	←								
5	計画素案の作成				←	←	←	●					
6	関連計画との整合調整	←	←	←	←	←	←	→					
7	市議会									←	←	←	←
8	パブリックコメント支援									←	←		
9	計画最終案の作成								←	←	←	●	
10	本計画の納品												●

(2) 業務の内容は、以下のとおりとする。

【令和 7（2025）年度業務】

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

地域包括ケアシステムの構築に向け、日常生活圏域ごとの高齢者の生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、地域の課題やニーズを抽出・整理し、その結果を 10 期計画に反映させる。

(ア) 調査対象

市内在住の 65 歳以上の高齢者を、要介護・要支援認定を受けていない方、介護予防・総合事業対象者、要支援 1～2 の認定を受けている方に区分して抽出（約 4,800 人）。調査対象者の抽出は、本市が行い、受託者に提供する。

(イ) 調査項目

国が示す基本調査項目に市独自の項目を加える。

調査票は、本市と受託者が協議の上決定し、受託者が作成・印刷する。

(ウ) 調査方法

郵送による調査票の配布・回収（想定回収率 85 パーセント）

- ・ 発送用封筒・返信用封筒の印刷、宛名ラベルの印刷は、本市が行う。
- ・ 調査票の印刷、折込み、封入封緘、宛名ラベルの貼付、発送・回収は、受託者が行う。
- ・ 受託者は、調査票を回収し、集計・分析後、本市に提出する。
- ・ 受託者は、調査の精度及び回収率を向上させるための具体的かつ効果的な工夫を提案すること。

(エ) 調査時期

令和 7（2025）年 11 月～12 月頃（3～4 週間程度）

(オ) 調査費用

調査票の発送・回収に係る郵便等の費用は、受託者が負担する。

(カ) 集計・分析

- a 調査票の点検・整理、データ入力、集計・分析（単純集計・クロス集計）
クロス集計は、属性（性、年齢別、日常生活圏域別等）のほか、必要に応じて設問間でのクロス集計を行うこと。
- b 地域包括ケア「見える化」システム（以下「見える化システム」という。）登録のためのデータ作成・登録
- c 課題・ニーズの抽出・整理、比較・考察
見える化システムを活用し、国・県・他市町村との比較、9 期計画における調査結果との比較等を踏まえた上で行うこと。

d 調査結果報告書の作成

令和7（2025）年度介護保険運営協議会において資料として使用できるものを提出すること。（令和8（2026）年2月末頃）

イ 市が行う調査分析の支援

次に掲げる各種調査に基づく地域課題の把握と整理・分析及び調査結果報告書の作成。なお、受託者は本市が作成する調査票（案）対し、必要な助言を行うものとする。

（ア） 在宅介護実態調査

調査票を閲覧し、自動集計分析ソフトを用いた分析を行い、要介護者の在宅生活の継続及び介護者の就労継続に有効な介護サービスの在り方を検討する。

a 調査対象

在宅で要支援・要介護認定を受けている方及びその介護者の方
（600人。想定回収率100パーセント）

b 調査時期

令和8（2026）年1月～2月頃

（イ） 在宅生活改善調査

調査票を閲覧し、自動集計分析ソフトを用いた分析を行い、在宅介護サービスを利用する方の生活維持が難しくなっている理由や生活改善のために必要な支援・サービス、連携の在り方を検討する。

a 調査対象

居宅介護支援事業所等に勤務する介護支援専門員
（57事業所・125人。想定回収率90パーセント）

b 調査時期

令和8（2026）年1月～2月頃

（ウ） 特別養護老人ホーム入所申込者調査

調査票を閲覧し、特別養護老人ホーム申込者の実態を把握し、地域の介護サービスについて検討する

a 調査対象

市内特別養護老人ホーム申込者
（580人。想定回収率90パーセント）

b 調査時期

令和8（2026）年1月～2月頃

（エ） 認知症施策に関するアンケート調査

調査表を閲覧し、認知症本人、家族の実態、対策、実情を把握し、支援の在

り方を検討する。

a 調査対象

居宅介護支援事業所等に勤務する介護支援専門員
(57事業所・125人。想定回収率90パーセント)

b 調査時期

令和8(2026)年1月～2月頃

【令和8(2026)年度業務】

ア 市が行う調査分析の支援

次に掲げる各種調査に基づく地域課題の把握と整理・分析及び調査結果報告書の作成。なお、受託者は本市が作成する調査票(案)対し、必要な助言を行うものとする。

(ア) 介護人材実態調査

調査票を閲覧し、市内における介護人材確保の実態、対策、実情を把握し、支援の在り方を検討する。分析に当たっては、ニーズ調査等と関連性を持たせること。

a 調査対象

市内に介護サービス事業所を開設している事業者
(40事業者・180事業所。想定回収率70パーセント)

b 調査時期

令和8(2026)年4月以降

(イ) 介護保険サービス事業者意向確認調査

調査票を閲覧し、9期計画期間中における事業者の施設整備に関する意向や課題として捉えている事項等を把握・分析する。

a 調査対象

市内に介護サービス事業所を開設している事業者
(40事業者。想定回収率75パーセント)

b 調査時期

令和8(2026)年4月以降

(ウ) 介護職のイメージ調査

調査票を閲覧し、市内の若い世代の介護職への就労意向や介護職に対するイメージの把握、潜在的ニーズの掘り起こしと施策化に向けた課題を抽出し、支援の在り方を検討する。

a 調査対象

市内の１８歳から４０歳代まで

（１，０００人。想定回収率５０パーセント）

b 調査時期

令和８（２０２６）年４月以降

イ １０期計画の策定支援

（ア） 現状把握及び課題分析

a 各種統計資料の収集や各種アンケート調査の集計・分析結果、地域包括ケア「見える化」システム等の活用による本市の現況把握と整理・分析、これまでの高齢者福祉施策の検証と課題の整理・分析

b 地域の関係機関・団体等を対象としたワークショップの開催、インタビュー調査の実施等、高齢者福祉と介護保険に関するアンケート調査以外の対話によるニーズ把握・分析・評価

c 第１期から第９期までを通じた介護保険事業の運営状況の分析（給付分析等）及び介護給付適正化計画の検証と課題の整理・分析

d 過去とのデータ比較、国・県・他市町村との比較や日常生活圏域ごとの地域比較により明確化した差異に関する考え得る要因の分析

e ９期計画の進捗管理と施策評価・課題の整理（事業量の進捗管理、計画値と実績値との乖離の点検・整理、地域への影響等）、自己評価シートの作成支援

f ９期計画に実施してきた「取組と目標」の自己評価を踏まえた１０期計画における「取組と目標」の設定

g 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組事項の検討、整理・分析、地域課題の発見

h 団塊ジュニア世代が高齢者となる令和２２（２０４０）年代を見据えて取り組むべき施策の提案

i 法令改正による計画との整合性の確保

（イ） 人口推計及びサービス見込み量等の算定・比較（国・県・他市町村との比較、日常生活圏域ごとの地域比較）、保険料の設定支援

a 人口及び被保険者数の推計・比較

b 目標年度におけるサービス見込み量等の算定・比較

c 在宅介護・就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方の検討

d 上記（ア）・（イ）を踏まえた保険料の設定支援

e 上記（ア）・（イ）を踏まえた介護人材の必要数

f 保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金に係

る評価指標を達成するための施策の立案

g 県への報告支援

(ウ) 計画の策定支援

a 調査・分析結果に基づく今後の重点課題、施策の目標・体系を取りまとめた計画骨子案の作成

b 令和22(2040)年を見据えた地域包括ケアシステムの推進及び地域支援事業の充実・展開に向けた提案

c 計画策定に関するコンサルティング支援

d 先進事例の情報提供と本市の課題に応じた提案

e 計画素案の作成・取りまとめ

f 現行計画及び上位計画、関連計画との整合調整

g 計画のエラーチェック・計画内容の確定

h ビジョン達成型の計画策定に向けたアウトカム指標の設定支援

(エ) パブリックコメントの実施支援

a パブリックコメント実施のための資料作成

b パブリックコメントに寄せられた意見の集約、回答への支援

c 計画への意見反映

【令和7(2025)年度・令和8(2026)年度共通】

ア 柏崎市介護保険運営協議会の運営支援

(ア) 運営協議会に係る審議事項の検討、企画、助言、資料の作成及び印刷
資料(電子データを含む。)は、運営協議会開催の2週間前には納品すること。

(イ) 議事録の作成

議事録は本市と相互に確認し、承認を受けた後、本市へ会議終了後10日以内に提出すること。

(ウ) 運営協議会への出席及び専門的見地からの説明

主担当者又は副担当者が必ず出席すること。なお、令和8(2026)年度の運営協議会は、年5回程度を想定する。

運営協議会の時期・審議内容

	時期	内容
第1回	6月	・10期計画の策定方法 ・9期計画の事業評価 ・各種調査に関する結果報告
第2回	8月	・基本理念、基本目標の設定 ・骨子案、人口推計 ・介護保険料仮算定報告 ・新規介護施設整備の検討
第3回	10月	・計画素案の検討① ・新規介護施設整備の決定
第4回	12月	・計画素案の検討② ・サービス見込量の推計、介護保険料算定報告
第5回	2月	・パブリックコメント（1月実施）結果報告 ・サービス見込量、介護保険料確定 ・10期計画案の承認

イ 介護保険制度や高齢者福祉等をめぐる制度改革の動向把握

介護保険制度や高齢者の保健、福祉、医療等をめぐる制度改革の動向や先進事例について、国、県及び他市町村の関連資料等を収集する。

ウ スケジュール管理

策定スケジュールを基本に業務を進めること。

7 納品物

(1) 納品物一覧及び提出部数等

	項 目	提出予定時期	提出部数	電子データ
ア	調査票、 発送・返信用封筒	令和7(2025)年11月	1 部	○
イ	調査結果報告書 (ニーズ調査)	令和8(2026)年3月	1 部	○
ウ	調査結果報告書 (市独自の調査)	市の指示による	1 部	○
エ	基礎的資料	市の指示による	1 部	○
オ	情報収集資料	市の指示による	1 部	○
カ	現状分析等報告書	市の指示による	1 部	○
キ	本計画 骨子案	令和8(2026)年8月	1 部	○
ク	本計画 素案	令和8(2026)年10月	1 部	○
ケ	本計画 最終案	令和9(2027)年2月	1 部	○
コ	本計画確定版	令和9(2027)年3月	1 0 0 部	○
サ	本計画概要版	令和9(2027)年3月	電子データのみ	○
シ	その他関係資料	市の指示による	1 部	○

※納品物及び電子データの仕様は下記のとおり

納 品 物	用紙サイズ等	日本工業規格「A 4 判」を基本とし、両面印刷で左綴りとする（「A 3 判」を使用する場合は、折綴り。背表紙付きのファイルブック等の使用可）。
	フォント	1 1 ポイント以上、書体は明朝体・ゴシック体を基本とする。
	言語、通貨及び単位	日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位を基本とする。
電子データ		Word、Excel、PowerPointなどの本市で使用可能なアプリケーション形式及びPDF形式のデータ 収録したC D-R等の媒体により提出可

(2) 本計画確定版の印刷及び製本

本計画のページ数は、計画内容の状況によることとする（ページ数は、130～140ページ程度を想定）。

ア 本計画確定版の用紙サイズ：A4版

イ 作成部数：100部（音声コード付き）

ウ 紙質等

- ・表紙及び背表紙はカラー、本文は1色刷りを基本とする。
- ・表紙及び背表紙はコート紙、本文は上質再生紙、無線綴じ製本とする。

エ 本市ホームページ掲載用加工のPDF形式データ

(3) 本計画概要版の作成

(2)の概要版の電子データを作成すること（概要版の印刷は不要）。

なお、概要版は公表用として使用するため、デザインレイアウトを含み、市民にとって分かりやすく、見やすいものを作成すること

(4) その他

ア 10期計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど、状況が変化した場合には、本市と受託者の間で協議を行い、本業務の内容を変更することができるものとする。また、受託者は、関係法令の改正等、国の動向に留意し、10期計画が国及び県の方針に沿うよう支援すること。

イ 本業務の履行に際しては、過去に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画等の策定業務の経験があるなど、介護保険制度や高齢者福祉に精通した者を主担当者及び副担当者として配置すること。なお、主担当者及び副担当者の変更の必要がある場合は、本市と協議のうえで行うこと。

8 参考（市ホームページ等参照）

(1) 柏崎市地域包括ケア計画

(2) 柏崎市介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会の会議資料等

(3) 柏崎市の社会福祉